第２号様式(第５条関係)

変 更 認 定 申 請

手数料額計算書
(都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定による申請)

1　申請の対象とする範囲　□　建築物全体
(申請の該当する□にレを記入)　□　住戸
□　建築物全体及び住戸

2　手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）			適合証がある場合 (杉並区手数料条例別表 第１の123の７の項ア)	適合証がない場合 (杉並区手数料条例別表 第１の123の７の項イ)
□一戸建て住宅の申請の場合			円(a')	円(A')
□共同住宅等の一の住戸ごとの申請の場合	申請する戸数	戸	円(b')	円(B')
□共同住宅等の一の建築物の申請の場合	建築物の住戸の部分の総戸数	戸	円(c')	円(C')
	共用廊下等の部分の床面積の合計	㎡	円(d')	円(D')
	非住宅部分の床面積の合計	㎡	円(e')	円(E')
		計	(c')＋(d')＋(e') 円	(C')＋(D')＋(E') 円
□その他の建築物の申請の場合	建築物の延べ面積	㎡	円(f')	円(F')

合計　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(注意)
1　手数料額の計算は杉並区事務手数料条例別表第１により行う。
2　申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第２項の規定において準用する第54条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に杉並区事務手数料条例に定める額を加える。
3　適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。